会計学入門

利 益（り え き、profit, earnings, income）

経済活動の成果あるいは結果を金額で表現した差額概念である。この差額の大きさを測る方法には、損益法と財産法という２つの考え方がある。損益法は、一定期間のフロー（流入と流出）に着目した考え方であり、一定期間に達成された成果を収益（revenue）、その成果を生み出すために費やした努力を費用（expense）として記録したうえで、収益の合計から費用の合計を差し引いた差額をもって利益とする。財産法は、特定時点のストック（在り高）に着目した考え方であり、期首と期末の純資産をそれぞれ測定し、その期末の金額から期首の金額を差し引いた差額をもって利益とする。いずれの方法でも、差額が正であれば利益（profit）、負であれば損失（loss）といい、両者を合わせて「損益」という。財務諸表の１つである損益計算書は、文字通り損益を計算する書類であるが、profit と loss の頭文字をとってＰ／Ｌとも呼ばれている。

また、新聞紙上においては「増収増益」や「減収減益」といった言葉が用いられるが、「収」は収益、「益」は利益をさし、増減は対前年比である。例えば、前年と比較して収益も利益も増加した場合には増収増益と表現され、同様の使い方により組み合わせとしては４つある。その他に実務でしばしば使われる言葉としては「経常」（けいつね）があり、これは経常利益の略語である。経常利益とは、主目的たる営業活動に関する利益に、主目的たる活動以外の活動による収益と費用を加算した利益をいい、毎期経常的に発生する要因にもとづいて算出された利益であることから、日本の実務では標準的な利益として広く用いられている。

さて、利益が果たす役割には大きく２つある。１つは、業績指標としての役割であり、経済活動の成果あるいは効率性を測る尺度として用いられる。もう１つは、分配可能額としての役割であり、経済活動の結果として資金提供者に対して支払う報酬（配当金）の原資がどれだけあるかという判断材料に用いられる。前者の役割を重視すれば、利益には業績予測のしやすさ、適切なタイミング、以前に予想したことに対する確認のしやすさ、などの特性が求められる。後者の役割を重視すれば、利益にはその数値に対する検証ができること、経済実態を忠実に表現していること、特定のバイアスがかかっていないことなどの特性が求められる。これらの特性は互いに補完的関係にあるものもあれば、排他的関係にあるものもあり、どの特性を重視するかによって多様な利益概念が提唱されている（「包括利益」も参照）。

アカウンタビリティー（accountability）

企業の経営者が株主に対して会計報告を行う責任をいう。株式会社制度のもとで、企業の株主は企業に対して自己の資金を提供し、その運用を含めて経営の遂

行を経営者に委託する。この意味で株主は委託者（truster; principal）であり、経営者は受託者（trustee; agent）である。経営者は受託した資金を適切に管理し、株主の利益を最大化する責任を負う。この責任のことを受託責任（stewardship）という。そこで、経営者はこの受託責任の遂行状況を株主に対して説明し、その責任の解除について承認を得なければならない。アカウンタビリティーとは、このときに行われる経営成績と財政状態に関する会計報告をいう。

アカウンタビリティーは、文脈によっては説明を行う主体や説明の内容が一般化されて、より広い意味での「説明責任」と訳されて使われることもある。この場合、例えば企業が株主以外の利害関係者に対して行う説明や、あるいは国や地方自治体が国民や住民に対して行う説明などがあげられる。会計の言葉が広く一般化した好例である。

財務諸表（ざいむしょひょう、financial statements）

文字通り経済主体の財務に関する諸々の表のことであり、経済活動の状況を貨幣の観点から所定の手続きにより要約・抽象した計算書類の総称である。経済活動に関する膨大な情報を記録・抽象化するプロセスである会計システムの最終的なアウトプットであるともいえる。記録された情報を抽象化するプロセスには、会計上の慣習と財務諸表作成者の判断が介入する。このことから、財務諸表は記録と慣習と判断との総合的表現であるといわれることもある。

経済主体の外部者にとって、財務諸表は経済主体にアプローチする手段として広く用いられている。経済活動の状況は直接手にとって観察することはできないが、公表された財務諸表の分析を通じて、これを間接的かつ効率的に推論していくことは可能である。このため、財務諸表は経済活動に関する意思決定を支援する役割を担うとともに、経済主体に関わる利害関係者間の利害調整や、受託責任を解明する手段にも活用されている。

複数ある計算書類のなかでもとくに基本とされているのが、①貸借対照表、②損益計算書、③キャッシュフロー計算書、④株主資本等変動計算書である。貸借対照表とは、経済主体の財政状態を明らかにするために、貸借対照表日（貸借対照表を作成する日）におけるすべての資産、負債、純資産の科目を一表に集めたものである。財政状態とは、経済主体が経済活動を行うために利用される資金の調達原泉とその運用形態をいう。損益計算書は、経済主体の経営成績を明らかにするために、一会計期間のすべての収益と費用の科目を一表に集めたものである。キャッシュフロー計算書とは、経済主体の現金の流出入を明らかにするために、一会計期間のすべての収入と支出を一表に集めたものである。株主資本等変動計算書は、純資産の項目が一会計期間にどのように変動したかを示したものである。

企業会計原則（きぎょうかいけいげんそく）

1949年に当時の経済安定本部・企業会計制度対策調査会が制定した会計基準であり、日本における最初の本格的な会計基準である。一般原則、損益計算書原則、

貸借対照表原則の3つの部分から構成されている。一般原則は、損益計算書原則と貸借対照表原則に共通するもの、あるいは企業会計全般に関する基本となるものであり、次の7つの原則が含まれている。①真実性の原則、②正規の簿記の原則、③剰余金区別の原則（資本と利益の区分）、④明瞭性の原則、⑤継続性の原則、⑥保守主義の原則、⑦単一性の原則である。

企業会計原則は、1938年に公表されたアメリカのSHM会計原則（SHMとは作成者であるSanders、Hatfield、Mooreの3名の頭文字）を参考にしているといわれている。SHM会計原則では、一般原則、損益計算書原則、貸借対照表原則、連結財務諸表原則の4つの部分から構成されており、一般原則のなかでは資本と利益の区分、保守主義、財務諸表の形式と用語などについてとくに重要な問題として取り扱われている。なお、企業会計原則では連結財務諸表に関する原則は含まれてなく、日本では1975年に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表原則」（1982年、1997年に改訂）において取り扱われている。

会計基準（かいけいきじゅん、accounting standards）

財務諸表の作成と公表について準拠されるべき社会的・実践的な規範をいい、公正妥当なものとして一般に広く承認を得ているという意味で「一般に認められた会計原則」（GAAP: Generally Accepted Accounting Principles）ともよばれている。会計基準が果たす役割として、①企業に会計処理の秩序を守らせて適正な財務諸表を作成させること、②企業を取り巻く利害関係者に対して財務諸表に関する理解を促すこと、③監査人が財務諸表の適正性について判断する際の拠り所となることなどがあげられる。

会計基準の設定方法には大きく2つある。第1は、帰納的アプローチとよばれる方法であり、実際に行われている会計実務を広く観察することから出発し、それらの中から一般的あるいは共通的なものを抽出し記述していく方法である。第2は、演繹的アプローチとよばれる方法であり、会計の目的を規定することから出発し、その目的ともっとも首尾一貫するように具体的な会計処理のルールを導出していく方法である。

日本、海外ともに歴史的には帰納的アプローチが採用されてきたが、これには次のような問題点がある。①現行の実務から一般的なものを抽出するという方法であるがゆえに、仮に問題があったとしても現状是認的なルールになりがちであること、②抽出の結果、複数の会計処理方法が並列的に是認されることがあり、標準化が困難であること、③現行実務にはない新しいタイプの取引や事象について対応が困難であること、④会計基準間の整合性を確保しにくいこと、などである。このため、現在では世界的に演繹的アプローチにシフトする傾向にあり、会計の目的や会計が備えるべき質的特徴などについての概念的な枠組みが開発されている（概念フレームワークを参照）。

日本の会計基準設定は、2001年に設立された民間組織である企業会計基準委員会（ASBJ: Accounting Standards Board of Japan）によって行われている。アメリカでは財務会計基準審議会

(FASB: Financial Accounting Standards Board、本部はコネチカット州のノーウォーク)、イギリスでは会計基準委員会(ASB: Accounting Standards Board、本部はロンドン)が会計基準の設定を行っているほか、国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board、本部はロンドン)が国際財務報告基準の設定を行っている。

取得原価主義(しゅとくげんかしゅぎ)

資産の評価基準および費用の測定基準として、取得原価を基礎とする会計をいい、取得原価が過去の時点での支出額であることから歴史的原価会計(historical cost accounting)ともよばれている。取得原価(acquisition cost)とは、外部から資産を取得したときに支払った金額、あるいは内部で製作したときに支払った金額をいう。これに対して、過去ではなく現時点での評価額を時価(current value)といい、資産の評価基準および費用の測定基準として時価を基礎とする会計を時価主義会計という。

取得原価主義では、資産が取得原価で評価されることから、その資産の時価が変動したとしても、その資産が販売されるまで収益は計上されない。販売したときにはじめて収益が計上されるとともに、同じタイミングでその取得原価が費用として認識され、同一時点で収益と費用の差額が利益として計算される。時価主義会計の場合は、毎決算時に資産の評価額を時価に改訂し、時価の変動額を期間損益として認識する。

取得原価主義の利点は、収益の認識に関する実現主義と整合し、未実現利益の計上を回避することにある。また、取得原価は契約書、送り状、支払記録などの客観的な証拠にもとづき、時価に比べて検証可能性が高いという長所もある。

しかし、取得原価が時価から著しく乖離すると、貸借対照表が経済実態を適切に反映しないものとなり、ひいては会計情報の有用性が低下するとの批判もある。また、利益計算においては収益に対応する費用が過去の取得原価を基礎に算定されることから、当期の企業活動による成果だけでなく、過去から現在までに生じた価格変動による損益が含まれることになり、経営成績を正確に把握することを妨げるとの批判もある。こうしたことから、取得原価に対して時価が低下した場合には、その時価に改訂することを要求した会計基準が公表されている(棚卸資産や固定資産の減損会計)。

実現主義(じつげんしゅぎ、realization principle)

財務諸表で収益をいつ認識するかという問題において、事業活動が実現(realization)したときをもって収益を認識すべきとする基準をいう。実現とは、具体的に、次の2つの要件がいずれも満たされたときをいう。①財またはサービスを相手に提供したこと、②その対価として現金または現金等価物(売掛金、受取手形等)といった流動性の高い資産を受け取ったこと。

収益の認識基準(特定の収益がどの会計期間に帰属するのかを定める基準)には、そもそも現金主義(cash basis)と発生主義(accrual basis)がある。現金主義とは、現金の収入をもって収益を認

識する方法である。発生主義とは、現金の収入とは無関係に、経営活動の成果とみなせる事実が生じた時点で収益を認識する方法である。この両者を比較すると、現金主義は客観性と確実性が高いという長所をもつ一方、現金の収入があったからといって経営成果が得られたとはいえない場合や、逆に経営成果が得られたと判断できる場合でも現金の収入が遅れる場合があり、合理的な損益計算には適していない。これに対して発生主義は、現金収入とは無関係に経営成果の発生にもとづいて収益を計上することから合理的な損益計算ができるというメリットがある一方、必ずしも現金収入を伴わない利益が計上されることから、確実性や客観性が低いというデメリットがある。

実現主義は、こうした現金主義と発生主義の短所を補う方法であり、以下の長所がある。①販売によって、現金または現金等価物といった流動性の高い資産によって収益の裏づけが得られる、②販売という事実によって、収益として計上される金額の客観性が高まる。

費用収益対応の原則（ひようしゅうえきたいおうのげんそく、principle of matching cost with revenue）

実現基準にしたがって認識された収益に対して、それを獲得するために要した費用を選び出し、これら両者の差額をもって利益とすべきことを要請する原則のこと。利益計算において、収益はある経営活動の結果（成果）であり、費用はその結果を生み出した原因（努力）であり、利益はその原因と結果の因果関係によって生じた正味の成果である。経営活動の努力と成果の関係を合理的に表現しようとするのが利益計算のねらいである。

このことから、費用と収益は、現金の支出と収入とは異なる。費用（expense）とは、財やサービスについて、それが使われて、その後の経済活動にもはや貢献しなくなった部分を金額的にあらわしたものである。これには確かに支出を伴うが、一会計期間のなかで費用と支出のタイミングが同じであるとは限らない。また、震災や盗難などのように、収益を獲得のために使われたわけではないものの、結果として経済活動にもはや貢献しなくなったものは、損失（loss）と表現する。

収益（revenue）とは、企業が外部に提供した財やサービスの対価として受け取ったもの、または受け取るべきものを金額的にあらわしたものである。これには確かに収入を伴うが、やはりこれも一会計期間のなかで収益と収入のタイミングが同じであるとは限らない。また、使用目的で保有していた固定資産を売却した場合に得られる売却益などのように、経常的な企業努力とは直接的な関連がないものは利得（gain）と表現する。

経理自由の原則（けいりじゆうのげんそく）

経営者がもつ企業の内部情報を財務諸表に反映させるために、1つの会計事実に対して複数の会計処理の手続きのなかからその企業にとってもっとも適切と判断されるものを企業が自由に選択適用することを認める原則をいう。企業会計を規制している法令や原則は、企業に対して会計処理に一定の自由度を認めている。このため、各企業はその環境と選好にも

とづいて、規制の枠内で自由に会計方針（手続き）を選択することが可能である。これにより、企業は会計がもつこの自由度を活用して、企業の価値観や判断、あるいは戦略を財務諸表に反映させることができ、会計情報の価値が高まると期待される。

一方、こうした自由が認められていることの弊害もある。①企業間における比較可能性が低下する。企業間で相異なる会計方法にしたがって財務諸表を作成すると、分析対象企業と比較対象企業が異なる会計方法をとっている場合に比較が困難となる。また、何らかの修正計算を行う場合には、少なからず調整の労力や時間などのコストを費やすことになる。②もし、同一企業において会計方針を変更した場合に、その企業の時系列比較が困難になる。例えば、ある企業が減価償却方法を定率法から定額法に変更したとすれば、他の条件を等しくすれば、減価償却費は減少して利益は増額するであろう。すると、この企業の減価償却費や利益を時系列で分析するときには、会計方針の変更による影響を考慮する必要がある。

こうした弊害に対処するために、企業会計原則では継続性の原則が掲げられており、「企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」（一般原則・五）とされている。

保守主義の原則（ほしゅしゅぎのげんそく、principle of conservatism）

会計処理において、費用は多めに、収益は少なめに計上すべきとする原則をいう。企業会計原則では、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性のある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない」（一般原則・六）とされている。また、イギリスの会計実務では古くから「予想の利益は計上してはならない。予想の損失は計上しなければならない。」という格言があったとされている。

保守的な会計処理とは、①代替的な会計処理の方法がある場合に、利益の計上をもっとも遅らせる方法を適用すること、②会計上の見積りを行う際に、もっとも慎重な判断をすることである。具体例として、前者は減価償却方法で定額法ではなく定率法を適用すること、後者は減価償却における耐用年数の見積りがあげられる。

保守主義が会計実務において推奨されてきた背景には、企業が常に環境の変化に直面していることから、利益を少なめに計上することが、それをありのままに計上する場合に比べて、健全であって企業経営の安定化につながると考えられてきたからである。これは、債権者保護を重視する会社法（旧商法）の要請にも合致し、配当可能利益を慎重に算出し、企業外部への留保利益の流出を抑制することにもつながる。また、監査訴訟リスクを回避しようとする監査人の志向とも合致する。

保守主義の原則で問題になるのは、この要請が過度に適用されると、真実な会計報告をゆがめることである。例えば、減価償却費を過大に計上すると、翌期以降の減価償却費は過小になる。確かに利益は将来に繰り延べられるが、そこで報

告される利益は経営成績を適切に示すものではなくなり、利益情報の有用性を引き下げる要因になる。そこで、企業会計原則では、「過度に保守的な会計処理を行うことにより、企業の財政状態及び経営成績の真実な報告をゆがめてはならない」とする注解が設けられている。